

鹿嶋市告示第200号

鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付要綱を次のように定める。

令和2年6月1日

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者に対し、密閉空間、密集場所及び密接場面（以下「3密」という。）の防止対策やデリバリー支援等に活用するため、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金（以下「協力金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 協力金の交付の対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所及び店舗を有する個人事業主であること。
- (2) 別表に掲げる業種に属する事業を営む者であること。
- (3) この要綱に基づく協力金の支給を受けていないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (5) 政治団体でないこと。
- (6) 宗教上の組織又は団体でないこと。
- (7) 鹿嶋市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

(協力金の金額)

第3条 協力金の金額は、一業種につき100,000円とする。

(交付の申請及び請求)

第4条 協力金の交付を受けようとする者は、令和2年9月30日までに、鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添

えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、協力を金を交付すべきものと認めるときは、鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、規則第8条第3項の規定により前条の規定による申請を却下する場合は、鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金等交付申請却下通知書（様式第2号その1）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の取消し)

第6条 市長は、前条第1項の規定による協力の金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、協力の金の交付の決定を取り消し、既に交付した協力の金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反し、又は申請について不正の行為があったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により協力の金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 規則第19条第2項の規定に基づく鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付取消決定通知書は、様式第3号とする。

(協力の金の支払)

第7条 市長は、第5条第1項により交付決定したときは、交付決定者に協力を金を支払うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表

鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金 対象業種一覧

対象となる業種	主な業種
運輸業	一般乗用旅客自動車運送業
	一般貸切旅客自動車運送業
運転代行業	運転代行業
宿泊業	旅館，ホテル
	簡易宿所
	下宿業
	その他の宿泊業
飲食店	食堂，レストラン（専門料理店を除く。）
	専門料理店
	そば・うどん店
	すし店
	酒場，ビアホール
	バー，キャバレー，ナイトクラブ
	喫茶店
	その他の飲食店
旅行業	旅行業

※飲食店については，茨城県食品衛生条例（昭和40年条例第41号）第6条第1項の許可を受けた営業の種類が「飲食店営業又は喫茶店営業」である店舗（臨時営業，露店営業，季節営業等の店舗を除く。）を対象とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 錦織 孝一 様

申請者 〒
住所
氏名 印
電話番号

鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書兼請求書

鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、当該申請に係る交付の決定があったときは、下記金額を請求します。

協力金交付申請（請求）額 金 100,000 円

1 申請者の概要

店舗・事業所名	
代表者職氏名	
所在地	〒
電話番号	
主たる業種	<input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> 運転代行業 <input type="checkbox"/> バス業 <input type="checkbox"/> 旅行業
所属している団体 (該当するもの全てにチェック)	鹿嶋市観光協会
	鹿嶋市商工会
	鹿嶋市飲食店組合
	鹿嶋市飲食店協同組合
	鹿嶋市旅館業組合
	茨城県ハイヤー・タクシー協会（鹿島地区）
その他	

(裏面に続く)

2 振込先

金融機関名	
支店名	
口座の種類	普通 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

3 宣誓事項

(下記遵守事項を確認し、チェックボックスにレ点を入れてください。)

- 鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金を、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、又は、デリバリー支援等のために活用する。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でない。
- 政治団体でない。
- 宗教上の組織又は団体でない。
- 鹿嶋市暴力団排除条例(平成24年鹿嶋市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でない。

4 添付書類

- (1) 事業活動の内容がわかる許可証等のコピー
- (2) 振込先口座が分かる書類(通帳のコピーなど) ※法人又は代表者名義のもの
- (3) 本人確認書類(運転免許証のコピーなど) ※法人の場合は必要なし

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

所在地

事業所名

代表者氏名

様

鹿嶋市長

印

鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書兼請求書について、下記のとおり交付することに決定したので、鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 協力金の名称 鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金

2 協力金交付決定額 金 円

3 交付条件

鹿嶋市補助金等交付規則及び鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付要綱の規定に従わなければならない。

様式第2号その1（第5条関係）

第 号
年 月 日

所在地

事業所名

代表者氏名

様

鹿嶋市長

印

鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書兼請求書については、下記の理由で却下したので、鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 協力金の名称 鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金
- 2 却下理由
- 3 特記事項

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

所在地

事業所名

代表者氏名

様

鹿嶋市長

印

鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付取消決定通知書

年 月 日付け第 号で通知した鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付決定通知書について、下記のとおり交付を取り消すことに決定したので、鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 協力金の名称 鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金
- 2 既交付決定通知額 金 円
- 3 協力金等の取消理由